

藤沢市石名坂温水プール条例の一部改正について
藤沢市石名坂温水プール条例の一部を次のように改正する。

2025年（令和7年）2月13日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市石名坂温水プール条例の一部を改正する条例

藤沢市石名坂温水プール条例（昭和61年藤沢市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第3条中第3号を削り、第4号を第3号とする。

第5条第3項中「利用料金は、前項に」を「利用料金の額は、前項の規定により」に改め、同条中第6項を第7項とし、同条第5項中「教育委員会」を「市長」に改め、同項を同条第6項とし、同条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 第1項の利用料金は、規則で定める定期券の購入をもつて支払うことができる。この場合における利用料金の額は、1月につき第2項の規定により定める利用料金の額に10を乗じて得た額を上回らない範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定める額とする。

第6条中「場合」の次に「又は前条第4項の規定により定期券を購入した場合」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（藤沢市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部改正）

2 藤沢市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例（令和6年藤沢市条例第42号）の一部を次のように改正する。

附則第9項中「及び第5項」を削り、「並びに」を「及び」に改める。

提案理由

この条例を提出したのは、藤沢市石名坂温水プールの利用料金について、定期利用の料金を導入する等のため、所要の改正をする必要による。